

2019年3月25日

各 位

更生会社 日本海洋掘削株式会社
更生会社 ジャパン・ドリリング(ネーラント)・ビー・ブイ
管財人 安井泰朗
同 弁護士 片山英二

認否書の提出期限・一般調査期間変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

更生会社両社は、2019年3月22日に、東京地方裁判所（平成30年（ミ）第1号、第2号）より、認否書の提出期限及び一般調査期間の変更の決定を受けましたので、お知らせ申し上げます。変更後の期限・期間は、以下のとおりです。

- ・ 認否書の提出期限 2019年4月26日まで
- ・ 更生債権等の一般調査期間 2019年5月7日から2019年5月13日まで

なお、更生計画案の提出期間（管財人は2019年6月19日まで。更生会社、届出をした更生債権者等又は株主は同月12日まで。）については、変更はありません。

ご質問やご不明な点等がある場合には、事業再生室（03-5847-5858 受付：平日9時～18時）までお問い合わせ下さい。

各位におかれては引き続き倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬具